

会 議 録

会議の名称	第 2 回那珂川市人権施策推進審議会		
開催日時	令和 4 年 11 月 28 日(月) 19:00 ～ 20:00	開催場所	市役所 2 階 会議室 1～3
出席者	1. 委員 柴山委員、小森委員、井上委員、上木委員、岩重委員、沖野委員、久篠委員 (欠席者)赤野委員、成世委員、松本委員、恒吉委員、石松委員、上田委員、 江島委員 2. 執行機関(事務局) 松永人権政策課長、大神係長、古賀 3. その他		
配布資料	レジュメ、人権施策推進審議会より出された意見、質疑に対する回答書		
公開区分	開示 ・ 一部開示 ・ 非開示		

議題及び審議の内容

1. 人権施策推進審議会について

委員:今年度と来年度は市長からの諮問はないのか。

事務局:諮問はなく、実施計画の進捗状況についての審議を予定している。

2. 那珂川町人権教育・啓発基本方針について

委員:基本方針に沿って実施計画を策定し、取り組みを行っていくと思うが、基本方針自体が策定から時間が経っているため、情報をアップデートするべきではないか。進捗状況の審議と併せて基本方針の中身についても精査した方が、よりよいものが出来るのではないか。

事務局:基本方針は大枠での内容を示しており、数年で変わるものではないと考えている。基本方針に基づいて実施計画が作られているが、こちらは細かい内容も盛り込むため、その時々の方針を反映できる。しかし、基本方針は策定から時間が経っているため、この内容では使えないということであれば、審議会で審議していただくことに問題はない。

委員:22 ページに、人権施策推進審議会の意見を徴収しながら必要に応じて見直しを行う、と記載がある。骨子はよいものができていると思うが、時代の変化は取り込んだものにしなければならないのではないか。

委員:中身は変わらなくてもよいと思うが、市になって数年経つため、町の表記を市に変更する程度のことはしておいた方がよい。

事務局:市になったが故の軽微な文言修正ということでよいか。

委員:よいと思う。ただし課題の中に人権三法の記述はしておくべき。また、那珂川市部落差別の解消の推進に関する条例や那珂川市子どもの権利条例についても触れるべき。

事務局:人権三法及び条例について盛り込む余地はある。内容の大きな変更などはしないが、法律や条例についての記載や文言の整理など、軽微な修正を行うよう考えていく。

委員：子どもの権利条例については、協働のまちづくりのところになるのではないかな。

委員：HIV 感染症についての記載があるが、当時は大きな問題として取り上げられていたと思うので抜き出されたのだと思うが、現在も一つだけ抜き出したままでよいのか。

事務局：現在は法務省の提唱する 17 の人権課題の中に、感染者等 HIV 関連として取り上げられており、表記としては出されているため、抜き出していても問題はないのではないかな。

3. 前回会議での質疑に対する報告

(1) 各課に対する質疑について

委員：数値で報告されたことで分かりやすくなったが、単年度分しか書かれていないところも多い。数年度に渡った数値があると比較もしやすく効果の検証もしやすい。

委員：特別支援学級と通級指導教室について、自分は片縄小学校で個別学習というものを行っているが、これとは別の物か。

委員：特別支援学級や通級指導教室とは別の物と思われる。

委員：特別支援学級が増えている。障がいのある子どもたちの学習する権利を守る為にも教室を確保することが必要だが、空き教室がないと聞いている。大がかりなものになるが、教室を増やす計画等はあるのか。教員の配置数についても、過密になりすぎると十分に見ることができないことも考えられるため、バランスも大切になる。障がいのある子どもだけでなく不登校の子どもたちの教育を受ける権利も保障する必要があるが、那珂川市として取り組む計画等はあるのか。また、オンラインで授業を受ける場合は出席扱いになるのか。どこまで裁量があるものか分からないが、市の教育委員会で基準を決めて、できれば出席扱いにできるように取り扱いを考えてもらいたい。これが欠席扱いとなると、高校進学の際の内申点に影響してくる。

委員：教室だけでなく教員も増やす必要がある。障がいの重さにもよるが、教員一人で多くの障がい児を見るのは、十分目が届いているとは言えない。

委員：岩戸北小学校では教員とは別に支援員を設置し、付きっきりで見てもらう体制を整えている。

委員：オンライン授業についてだが、教員によって異なる対応をしているようである。例えばコロナ陽性の疑いがあった場合、症状があるため欠席したときに、コロナ陽性であれば忌引き等と同じ扱いをするが、陰性だったときの対応は教員によって違う。ここの取り扱い基準を市が作っているのであれば、学校へもっと周知してもらいたい。

事務局：次年度の報告の際には経過が分かるように報告する。事業の概要については、全ての事業について点検していくのは難しいところもあるが、審議会に取り上げた事業については最後に意見書として取りまとめ、所属に伝えていきたい。

(2) 各課に対する意見について

委員：今回の意見に対する回答はいつもらえるのか。

事務局：意見については、昨年度の実施状況を点検した結果、審議会として出た意見として市に出すものであるため、質疑と違い回答はなく、担当課で事業に反映していくものとなる。ただし、現時点で令和 4 年度は半分過ぎているので、今回の意見が事業に反映されるのは令和 5 年度からになるおそれはある。

委員:基本方針を見直すべきとの意見を出すことはできるのか。

事務局:意見として出すことは可能である。

委員:以前より人権問題は重要な問題となっており、企業や若い世代はパワハラやセクハラ等人権問題に敏感である。しかし、年代が上がっていくと、人権問題をあまり重要視していない方も多く、人権政策課としては今後そこへの対策にも取り組んでほしい。それについて協力できることがあれば皆で一緒に取り組めたらと思う。

事務局:毎年7月の強調月間に市内の団体には同和問題研修会を行っているが、年齢を絞った方法を取ったことはなかった。そのような実施方法についても検討していきたい。

4. その他

(1) 次回の会議について

事務局:1月12日開催で正式に通知を出す。議題としては意見書の承認と質問のあった事業概要についての回答を主に行う。